令和5年度

健全化判断比率等の公表

1．健全化判断比率等の公表・基準

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、財政の健全性に関する指標を公表することになっています。また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政の健全化を図るための計画を策定するよう義務付けられています。

健全化判断比率	実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合
	連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計の赤字の割合
	実質公債費比率	標準財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合
	将来負担比率	標準財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合
	資金不足比率	各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合

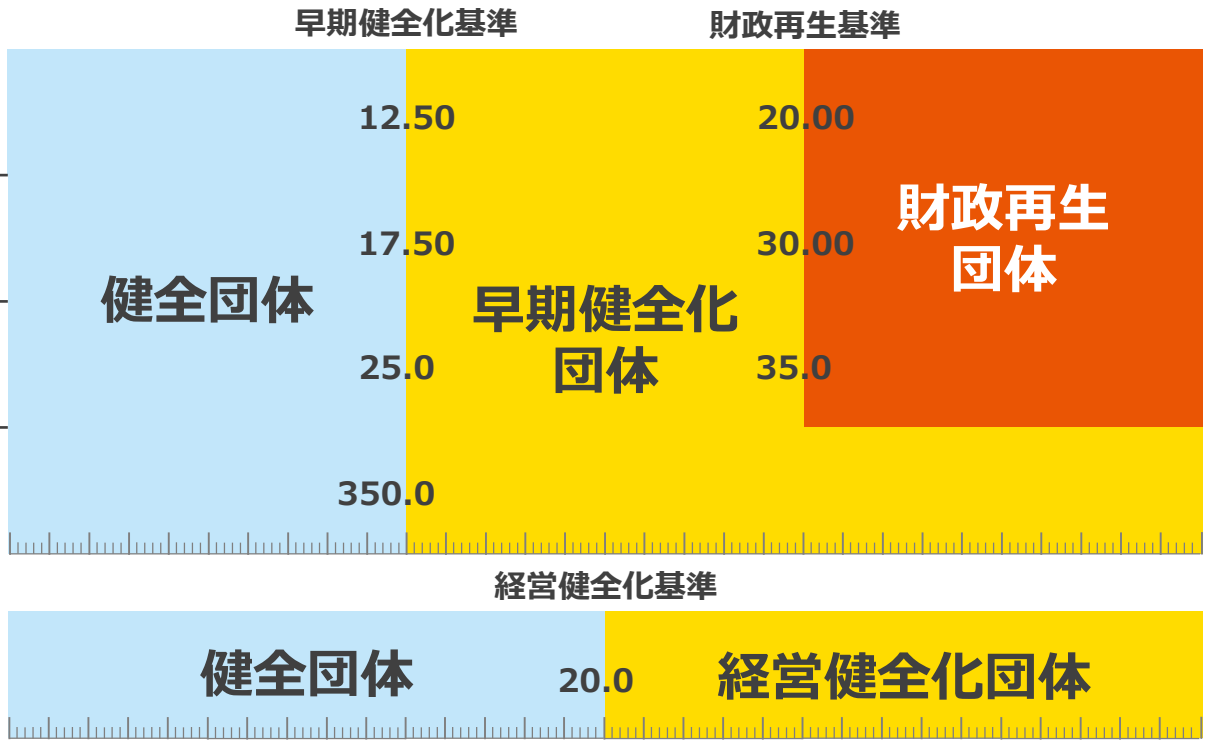

基準って何？

地方公共団体の赤字や借金返済の程度といった財政状況を表す**4つの指標**がそれぞれ一定の基準を超えた場合、その程度に応じて財政健全化の対策を義務付けることが定められています。この一定の基準が**「早期健全化基準」**と**「財政再生基準」**です。

基準を超えると・・・

「早期健全化基準」を超えると、自治体自ら計画を作成し、議会や住民のチェックを受けながら財政を立て直します。いわば“警告”の段階で、サッカーで例えると**イエローカード**の状態です。

「財政再生基準」を超えると、自力で再生できない『財政破綻』と判断され、国の指導の下、立て直しを行う**レッドカード**の状態です。

2．真庭市の算定結果は？

市の令和5年度決算に基づく健全化判断比率の状況は以下のとおりです。また、**資金不足はありません。**いずれの指標も「イエローカード」に当たる早期健全化基準を下回り、**健全な状態が保たれている**と言えます。しかし、地方交付税に大きく依存する本市では、**油断は禁物**です。

実質赤字比率・・・・・　ー（黒字）

実質赤字額がなく「ー(黒字)」となりました。
参考までに、本市の一般会計の実質収支額1,172,003千円を、標準財政規模19,941,397千円で除して求めた黒字の比率は△5.87%となります。

連結実質赤字比率・・・　ー（黒字）

連結実質赤字額がなく「ー(黒字)」となりました。
参考までに、本市の全会計の連結実質収支額4,524,215千円を、標準財政規模19,941,397千円で除して求めた黒字の比率は△22.68%となります。

実質公債費比率・・・・・　10.9%

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金や、公営企業会計・一部事務組合等が負担する元利償還金を標準財政規模と比較し、借入金返済の負担度を指標化したものです。
本年度の数値は10.9%で、前年度から**0.2ポイント悪化**しました。

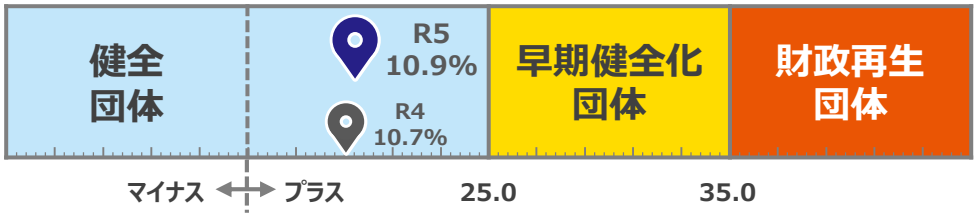

将来負担比率・・・・　ー（算定なし）

将来負担比率は、借入金や将来支払っていく可能性のある債務額を標準財政規模と比較し、将来財政を圧迫する可能性の大きさを示すものです。本年度も前年度に引き続き**充当可能財源が将来負担額を上回った**ため「ー(算定なし)」としています。

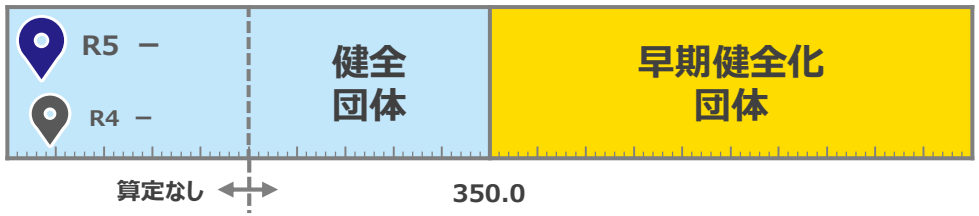

3．過去からの推移・他市比較

下に示す折れ線グラフが平成20年度以降の実質公債費比率等の推移です。算定開始以降、毎年度健全化が図られていましたが、近年は大型の普通建設事業が続いた影響で地方債償還額が増えたことから、数値が上昇傾向であり、今後もこの傾向が続くと予想されます。

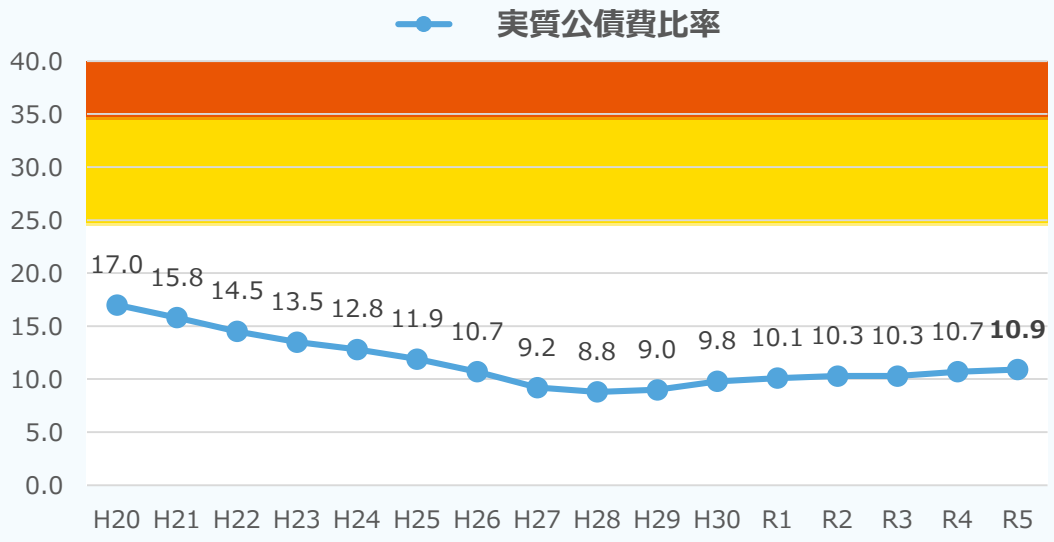

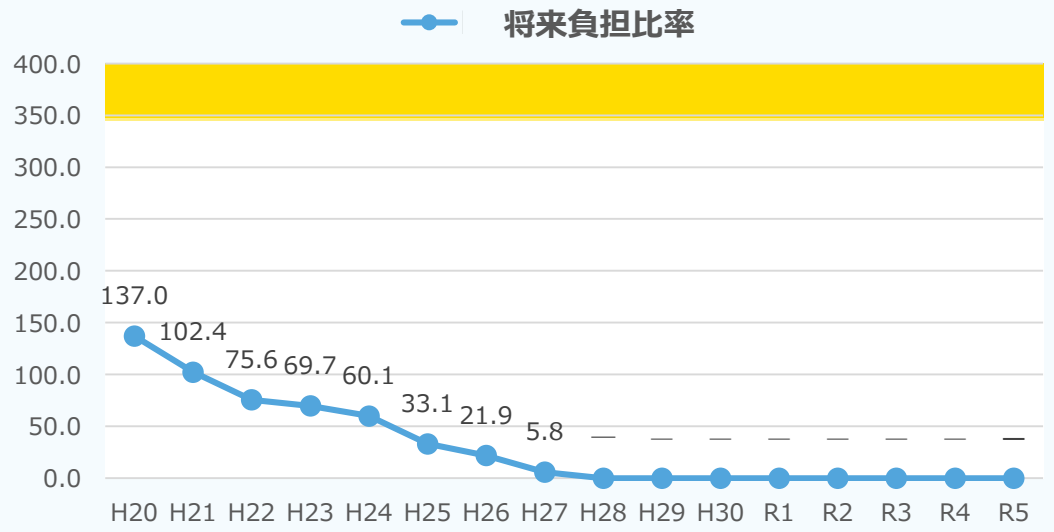

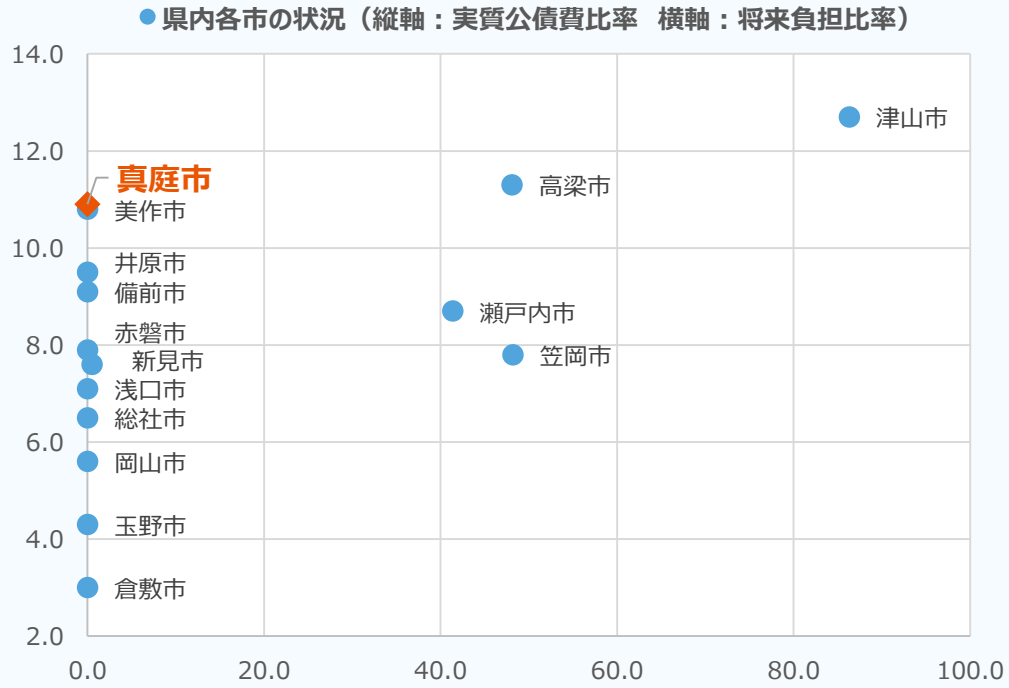

解説

真庭市では、左に示すグラフのとおり、両指標ともに財政の健全性が保たれていることが分かります。

しかしながら、実質公債費比率は近年上昇傾向であり、今後もこの傾向が続くと予想されます。

また、将来負担比率については、後年度への備えとしての基金を確保していますので、今後も良好な状況が続くものと予測しています。

（詳細１）実質公債費比率の算出方法

【算出式】

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

【趣旨】

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

単位：千円

		R3	R4	R5
ア．元利償還金(繰上償還額等を除く)		4,246,489	4,523,636	4,427,699
イ．準元利償還金		1,426,045	1,415,364	1,408,576
内訳	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
	公営企業債の償還に充てた一般会計の繰出金	1,411,758	1,401,888	1,395,107
	一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てた負担金	12,175	12,175	12,175
	公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	2,112	1,301	1,294
	一時借入金の利子	0	0	0
ウ．特定財源		49,153	46,238	39,485
エ．基準財政需要額算入額		3,935,831	4,098,324	4,025,132
分子（ア+イ）－（ウ+エ）		1,687,550	1,794,438	1,771,658
オ．標準財政規模		20,297,053	19,922,369	19,941,397
カ．基準財政需要額算入額		3,935,831	4,098,324	4,025,132
分母：オーカ		16,361,222	15,824,045	15,916,265
実質公債費比率(単年)		10.3	11.3	11.1
実質公債費比率(3か年平均)		10.9		

（詳細２）将来負担比率の算出方法

【算出式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【趣旨】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

単位：千円

		R4	R5
将来負担額		**50,662,909**	**49,388,824**
内訳	地方債の現在高	34,044,791	33,045,103
	債務負担行為に基づく支出予定額	40,337	36,498
	公営企業債等繰入見込額	11,373,881	11,024,156
	組合負担等見込額	117,565	107,653
	退職手当負担見込額	5,085,971	5,175,123
	設立法人の負担額等負担見込額	364	291
	連結実質赤字額	0	0
	組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
充当可能財源等		**65,066,051**	**64,216,145**
内訳	充当可能基金	29,641,570	29,447,799
	充当可能特定歳入	189,985	152,247
	地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額	35,234,496	34,616,099
将来負担比率		**－**	**－**

（参考）真庭市における指標の対象範囲について

普通会計	一般会計等		**一般会計**
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計		**国民健康保険特別会計**
			後期高齢者医療特別会計
			介護保険特別会計
			介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)
	公営企業に係る会計 （地方公営企業法を適用する事業 又は 地方財政法施行令第46条の事業）	法適用	**水道事業会計**
			下水道事業会計
			国民健康保険湯原温泉病院事業会計
		法非適用	**浄化槽事業特別会計**
			津黒高原観光事業特別会計
			クリエイト菅谷事業特別会計
			温泉事業特別会計

一部事務組合
（岡山県中部環境施設組合・岡山県広域水道企業団・岡山県市町村税整理組合・
岡山県市町村総合事務組合・岡山県後期高齢者医療広域連合）

第三セクター等

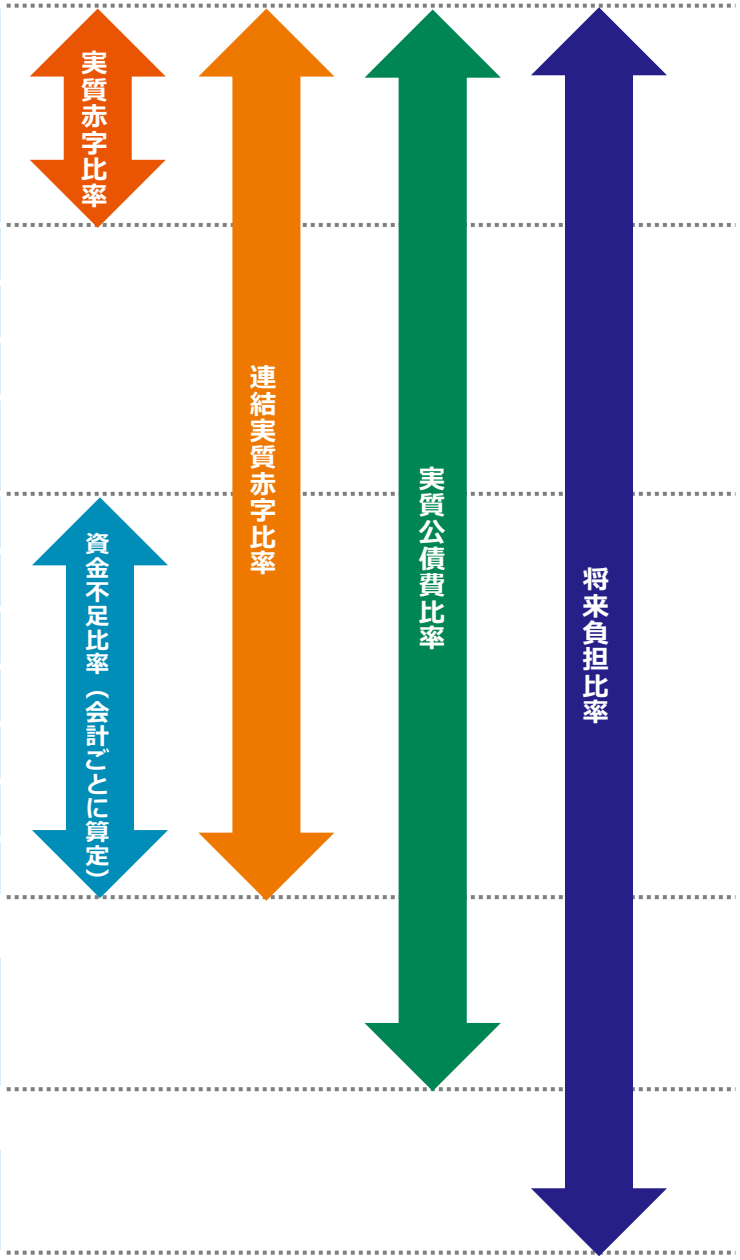

真庭市総務部財政課
〒719-3292
岡山県真庭市久世2927-2
☎ 0867-42-1167
✉ zaisei@city.maniwa.lg.jp